

# 八頭町の星空保全照明基準

■この基準は、令和4年10月15日以降(星空保全地域指定日から6ヶ月経過後)に、屋外照明器具を新設・改修する際に守っていただくものです。それまでに設置・使用されている照明器具は対象となりません。

■公共施設や民間事業所の照明を対象としており、個人の住宅の照明は対象となりません。

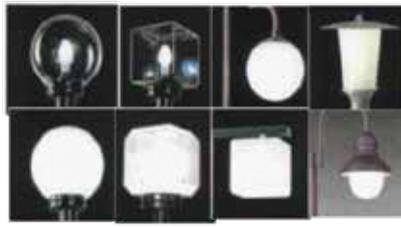
## 1 屋外照明器具に関する基準

○照明の目的を達成するのに必要な最小限の箇所に設置して使用する。

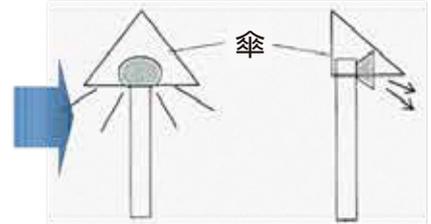
○上方に漏れる光が少ない型(上方光束比2.5%以下)の照明器具を使用する、または傘などの遮蔽物で上方に光が漏れないようにして使用する。



上方光束比2.5%以下の照明器具  
⇒そのまま設置・使用可

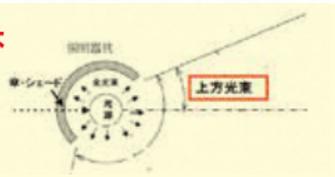


上方光束比2.5%を超える照明器具  
⇒既に設置済みものは今後そのまま使用可。



ただし、令和4年10月15日以降に新設や改修する場合は、上方光束比2.5%以下の照明器具にするか、傘や遮へい物で上方に光が漏れない構造にする必要があります。

上方光束比(じょうほうこうそくひ)とは照明器具の光源から全方向に出る光束(光量)のうち、水平より上方に向かう光束(上方光束)の比率です。



## 2 建築物等を照らす照明器具に関する基準

○照明器具は、必要最小限の箇所に設置して使用する。

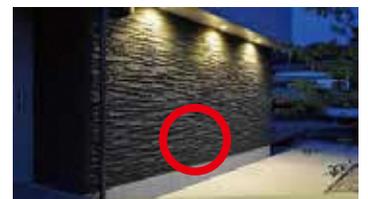
○照明の照射方向等は次のとおりとする。

(ア) 上方から下向きに照らす。

(イ) 建築物等のみを照らす。

(ウ) 照明器具の上部に傘などを設置し、上方に光が漏れないようにする。

○照らされる建築物等の表面の明るさ(輝度)は1平方メートル当たり5カンデラ以下とする。



ア 外から照らす場合



○広告物照明の照射方向等は次のとおりとする。

ア 広告物を外から照らす場合、照明器具を次のとおり設置して使用する。

(ア) 上方から下向きに照らす。

(イ) 広告物のみを照らす。

(ウ) 照明器具の上部に傘などを設置し、上方に光が漏れないようにする。

イ 光源を内蔵していて広告物自体が発光するタイプの場合、広告物の上部に傘などの光を遮る物を設置し、上方に光が漏れないようにする。

○広告物の表面の明るさ(輝度)は、1平方メートル当たり400カンデラ以下とする。



イ 広告物自体が発光する場合

### 【お問い合わせ】

鳥取県生活環境部環境立県推進課 星空環境推進室 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

電話：0857-26-7409 電子メール：kankyourikken@pref.tottori.lg.jp

ホームページ：https://www.pref.tottori.lg.jp/272027.htm